

令和5年5月2日

保護者様

倉敷市教育委員会

令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症に係る出欠等及び
学校において予防すべき感染症に係る治癒証明書の取扱いについて（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル」が改訂されました。出欠につきましては以下のとおりになります。また、倉敷市連合医師会、倉敷市保健所、関係機関との協議の結果、学校において予防すべき感染症に係る治癒証明書の取扱いについても、下記の通りとなりましたので、お知らせします。

記

1 学校への出欠等について

児童生徒本人に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで」出席停止となります。濃厚接触者の特定は行われません。また、毎日の体温チェック等の提出は不要となります。

2 医療機関による治癒証明書の中止及び保護者による罹患報告書の記入・提出について

これまで学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に罹患した場合、出席停止となり、再登校の際には医療機関で治癒証明書を発行してもらっていましたが、医療機関による治癒証明書は不要とします。令和5年5月8日以降、再登校の際には「罹患報告書」に保護者の方で必要事項を記入していただき、学校に提出してください。

再登校に当たっては、出席停止期間の基準を適切に守っていただきますようお願いいたします。（別表参照）

3 罹患報告書の入手方法について

以下のどちらかの方法で受け取ってください。

- ① 学校から受け取る。
- ② 倉敷市ホームページ>倉敷市教育委員会>保健体育課>学校保健>罹患報告書からダウンロードする。

[注意点]

- ・医師より別表の感染症(疑いを含む)と診断を受けられたら、必ず学校へ連絡してください。
- ・「その他の感染症」(例:感染性胃腸炎・溶連菌感染症・手足口病など)については、散発事例は出席停止とはなりませんので、ご了承ください。
- ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や軽快した日の翌日から起算してください。

【本件担当】

倉敷市教育委員会 保健体育課

TEL:(086)426-3835

別表

＜学校園において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準＞

種	病名	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	<p>治癒するまで</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす。</p>
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザは除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。(発症日は0日と数える。)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※)して後1日を経過するまで。 無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまで。(発症日は0日と数える。)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	第3種と同じ扱い。
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	結核及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて登校するようにご注意ください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。